

多くの成果を引き出し妥結!

## 「総合労働協約改訂交渉」

中央本部は、8月2日に「総合労働協約改定に関する要求(全48項目)」を会社に提出して以降、働き方や育児・介護、休日・休暇、福利厚生制度の充実、災害に関する制度改善等を求め交渉を重ねてきた。9月13日に会社との最終交渉に臨み、多様な働き方を支援するための制度改善、健康でいきいきと働くための改善、被災した際の制度改善など、多くの成果を引き出し席上妥結した。



48項目の要求を提出、多くの成果を引き出し席上妥結した

### 「2018年度総合労働協約改訂」回答の解説

**1. 企業内保育所の設置**  
多様な社員の活躍を可能にする環境づくりを目的に、企業内保育所を設置する。

- 設置箇所 東海道本線 吹田駅付近
- 開所日 2019年4月1日(予定)
- 対象者 社員

**解説** 昨年の労働協約改訂交渉の最終回答で、JR西労組から企業主導型保育事業制度を活用した企業内保育所の設置を検討するべきであるとの申し入れに対して、会社は「育児をしながら働く社員が増加している一方で、地域によっては依然、待機児童が多数存在し、復帰したくてもできない社員も存在するのではないかと」と考え、国の「企業主導型保育事業」の枠組み活用も視野に入れて、事業所内保育所の設置について検討に着手する。との回答を得ていた。

2019年4月1日の開所を目指し吹田駅付近に建設中である。定員は30名程度で利用対象はJR社員・契約・専門社員等を除くのみとなる。運営については、専門の業者に業務委託する予定である。  
保育時間、開園日、保育形態、利用料金等の詳細については調整中であるが、市中の認可保育所の募集時期(10月頃〜12月頃)にあわせて社員説明会を実施する計画である。

**【補足】**  
最終回答の場面で、会社は「育児に関する各種制度の活用方法について、社員に対してより丁寧な周知や説明が必要であると考えている。今後は、育児休職に入るまでに、制度の全体像や復職に向けた制度の活用イメージが持てるように社員への周知方法について、工夫をしていく」との見解を示した。



### 2. 治療に関する無給休暇の新設

がん、脳卒中、心疾患、糖尿病、肝炎の治療及び不妊治療のために通院等をする場合に使用できる無給休暇を新設する。付与日数は各月5日以内の必要な時間又は日とする。

なお、私傷病休暇と異なり、進級・昇給欠格条項には該当しないこととする。

- 適用対象者 社員、専門社員、シニア社員、シニアリーダースタッフ社員及び契約社員に對して適用する。
- 実施期日 2019年4月1日から適用する。

**解説** JR西労組は「育児・介護、病気などの人生のさまざまな課題と仕事を両立しうる職場環境の整備」を強く求め、これまで議論を行ってきた。

新設される無給休暇は「がん、脳卒中、心疾患、糖尿病、肝炎」に疾病が限定されている。理由は厚生労働省が2016年2月に「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」で回復・継続して治療が必要となる疾病であり、短期で治療する疾病は対象としていないためである。ガイドラインには不妊治療は対象となっていないが、JR西労組が強く求めてきた事により対象となった。

(1) がん、脳卒中、心疾患、糖尿病、肝炎の治療  
がんと、脳卒中、心疾患、糖尿病、肝炎の治療による休暇の申請については「休暇等願」により事前の申請を原則とする。初回の申請については、傷病がわかる書類(診断書の写し等)が必要となり、2回目以降の通院については、病院・薬の領収書により確認する。休暇の使用については通院のみならず、傷病による体調不良時に時間単位、暦日単位で月

(2) 不妊治療  
に5回使用することができる。

不妊治療による休暇申請については、「休暇等願」により事前の申請を原則とする。不妊治療は、極めてデリケートな問題なので休暇等願への記入内容は適用範囲であるかどうか判断できる程度の内容で申請することができる。また、プライバシーに配慮する観点から治療の事実がわかる書類(診断書の写し等)等は「不要」である。休暇の使用については通院のみならず、不妊治療による体調不良時に時間単位、暦日単位で月に5回使用することができる。

(3) 進級・昇給欠格条項、出勤率算定及び賃金の取り扱いについて  
新設される無給休暇は、私傷病休暇と異なり、進級・昇給欠格条項には該当しない。また年次有給休暇の出勤率算定については出勤日数として取り扱う。

賃金については、いかなる賃金も支払われない。よって「日の休暇」については、基本給、エリア手当、扶養手当、職務手当等、広域出向手当及び別居手当が日割計算により減額される。「時間の休暇」については1時間につきA単価でその月分の基本給から減額される。

(4) その他  
がん、脳卒中、心疾患、糖尿病、肝炎等の私傷病の治療に伴う休暇により、賃金が減額された場合についてはJR連合私傷病共済に加入していれば、給付の対象となる。(一定の要件あり)

不妊治療については、現時点ではJR連合私傷病共済の対象とはならないが、JR連合に働きかけを行い、対象となるように取り組む。

### 3.フレックスタイム制の適用範囲の拡大

自律的にいきいきと活躍できる働き方の推進を目的に、土木技術センター、建築区、機械区にフレックスタイム制を適用する。

- 適用対象者 社員、専門社員、シニア社員、シニアリーダースタッフ社員に對して適用する。
- 実施期日 2019年4月1日から適用する。